

令和3年度山形県移住世帯向け食の支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 県、市町村、全国農業協同組合連合会山形県本部（以下「JA全農山形」という。）、山形県醤油味噌工業協同組合（以下「醤油味噌組合」という。）が連携し、県外から県内の市町村に移住した世帯に対する本県の米、味噌及び醤油の支給（以下「食の支援」という。）を通して山形暮らしの魅力を発信することにより、県内への移住を推進することを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は市町村とする。

(支給内容)

第3条 食の支援の支給内容は次のとおりとし、分割又は一括で支給するものとする。

品目	種類	数量
米	「はえぬき」又は「つや姫」（銘柄は、あらかじめ市町村が選択する。）	二人以上世帯：60kg
		単身世帯：40kg
味噌及び醤油	市町村毎に醤油味噌組合が指定する製品	二人以上世帯：3kg・ℓ
		単身世帯：2kg・ℓ

(支給基準額)

第4条 前条の規定により支給する米、味噌及び醤油の金額の基準となる額（以下「支給基準額という。」）は次のとおりとする。

(1) 米 次の表の左欄に掲げる区分ごと、同表の右欄に掲げる額

区分		支給基準額（消費税、送料を含む。）
はえぬき	二人以上世帯	26,424円/世帯
	単身世帯	17,616円/世帯
つや姫	二人以上世帯	32,904円/世帯
	単身世帯	21,936円/世帯

(2) 味噌及び醤油 二人以上世帯：3,734円/世帯（消費税及び送料を含む。）
単身世帯：2,834円/世帯（消費税及び送料を含む。）

(支給対象)

第5条 食の支援の対象は、次の各号の全てを満たす世帯（以下「支給対象世帯」という。）とする。

- 令和3年3月1日から令和4年2月28日までの期間に県外から県内の市町村に転入すること。
- 転入前に、以下のいずれかの公的相談窓口等を利用していること。

公的相談窓口等名称	所在地等
やまがたハッピーライフ情報センター	東京都千代田区有楽町二丁目10-1

(一社) ふるさと山形移住・定住推進センター	山形市鉄砲町二丁目 19-68
山形県ひとり親家庭応援センター	山形市小白川町二丁目 3-31
マザーズジョブサポート山形	山形市双葉町一丁目 2-3
マザーズジョブサポート庄内	酒田市中町一丁目 4-10
山形県ナースセンター	山形市松栄一丁目 5-45
山形県福祉人材センター	山形市小白川町二丁目 3-30
やまがたチャレンジ創業応援センター (商工会議所、商工会)	県内各商工会議所、各商工会
山形県プロフェッショナル人材戦略拠点	山形市城南町一丁目 1-1
山形県信用保証協会	山形市城南町一丁目 1-1
山形県Uターン情報センター	東京都千代田区平河町二丁目 6-3
やまがた 21 人財バンク	山形市城南町一丁目 1-1
山形県若者就職支援センター	山形市城南町一丁目 1-1 (本部)
(公財)やまがた農業支援センター	山形市緑町一丁目 9-30
(一社)山形県農業会議	山形市緑町一丁目 9-30
山形県林業労働力確保支援センター	山形市大字長谷堂字馬場 2265
山形県漁業就業者確保育成センター	酒田市山居町二丁目 14-23
移住先の市町村の移住、新規就農、Uターン就職、住まい、教育、子育てほか移住に関する相談窓口	県内各市役所又は役場
その他、知事又は市町村長が特に認める公的相談窓口等	—

(3) 世帯主が会社等の転勤による異動でない世帯

(4) 世帯主が進学による異動でない世帯

(支給の申請)

第6条 第3条の規定による支給を受けようとする者は、支給申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市町村長に令和4年3月11日まで提出するものとする。ただし、公簿等によって確認できる場合は添付書類を省略して差し支えない。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 市町村長が必要と認める書類

2 前項の申請手続きを行うことができる者は、支給対象世帯の構成員(18歳未満の者を除く。)とする。

(支給決定)

第7条 市町村長は、支給申請があった場合は、当該申請者が支給要件に該当しているかを審査し、その結果を、支給(不支給)決定通知書(別記様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(発注、配送及び請求)

第8条 市町村長は、前条により食の支援を決定したときは、速やかに、別紙1及び別

紙2に定める配送時期及び配送回数を確認し、食の支援発注書（別記様式第3号及び別記様式第4号）により、発注するものとする。

- 2 前項の発注は、原則として、令和4年3月18日までに完了しなければならない。
- 3 J A全農山形が指定する事業者及び醤油味噌組合は、第1項の発注があったときは、あらかじめ県と協議した方法により、平成4年3月31日までに、支給を決定した世帯に米、味噌及び醤油を送付するものとする。
- 4 市町村長は、前項の配送後に、J A全農山形が指定する事業者及び醤油味噌組合から、代金から支給基準額又は代金のいずれか低い方の額に3分の1を乗じて得た額を減額した額の請求があった場合は、当該請求された額をすみやかに支払わなければならない。

（支給決定の取消）

第9条 市町村長は、偽りその他不正の手段により食の支援を受けた者があるときは、その支給決定を取り消し、その旨を速やかに当該受給者に通知するとともに、支給した米、味噌及び醤油に支給に要する全額相当額を返還させることができる。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。